4 議案第97号関係

おいらせ町町税条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案

現行

附則

<u>(特例適用利子等及び特例適用配当等に</u> 係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の4 所得割の納税義務者が支払を受 けるべき外国居住者等の所得に対する相互 主義による所得税等の非課税等に関する法 律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住 者等所得相互免除法」という。) 第8条第 2項に規定する特例適用利子等、外国居住 者等所得相互免除法第12条第5項に規定す る特例適用利子等又は外国居住者等所得相 互免除法第16条第2項に規定する特例適用 利子等については、第33条及び第34条の3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、 その前年中の外国居住者等所得相互免除法 第8条第2項(外国居住者等所得相互免除 法第12条第5項及び第16条第2項において 準用する場合を含む。) に規定する特例適 用利子等の額(以下この項において「特例 適用利子等の額」という。)に対し、特例 適用利子等の額(次項第1号の規定により 読み替えられた第34条の2の規定の適用が ある場合には、その適用後の金額)に100分 の3の税率を乗じて計算した金額に相当する 町民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に 定めるところによる。
 - (1) 第34条の2の規定の適用について は、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、附則第20条の4第1項に 規定する特例適用利子等の額」とする。

附則

改 正 案 現 行

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第 <u>34条の9第1項並びに附則第7条第1</u> 項、第7条の3第1項及び第7条の3の 2第1項の規定の適用については、第34 条の6中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び附則第20条の4第1項の 規定による町民税の所得割の額」と、第 34条の7第1項前段、第34条の8、第34 条の9第1項並びに附則第7条第1項、 第7条の3第1項及び第7条の3の2 第1項中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額並びに附則第20条の4第1項 の規定による町民税の所得割の額」と、 第34条の7第1項後段中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第20条 の4第1項の規定による町民税の所得 割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同 条中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は附則第20条の 4第1項に規定する特例適用利子等の 額」と、「若しくは山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額若しくは 外国居住者等の所得に対する相互主義 <u>による所得税等の非課税等に関する法</u> 律(昭和37年法律第144号)第7条第10 項(同法第11条第8項及び第15条第14項 において準用する場合を含む。)に規定 する特定対象利子に係る利子所得の金 額、同法第7条第12項(同法第11条第9 項及び第15条第15項において準用する 場合を含む。)に規定する特定対象収益 分配に係る配当所得の金額、同法第7条 改 正 案 現 行

第16項(同法第11条第11項及び第15条第 17項において準用する場合を含む。)に 規定する特定対象懸賞金等に係る一時 所得の金額若しくは同法第7条第18項 (同法第11条第12項及び第15条第18項 において準用する場合を含む。)に規定 する特定対象給付補填金等に係る雑所 得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用について は、同条第1項中「山林所得金額」とあ るのは「山林所得金額並びに附則第20条 の4第1項に規定する特例適用利子等 の額」と、同条第2項中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額並びに附則第20 条の4第1項の規定による町民税の所 得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき 外国居住者等所得相互免除法第8条第4項 に規定する特例適用配当等、外国居住者等 所得相互免除法第12条第6項に規定する特 例適用配当等又は外国居住者等所得相互免 除法第16条第3項に規定する特例適用配当 等(次項において「特例適用配当等」とい う。) については、第33条第3項及び第4 項の規定は適用しない。この場合において、 当該特例適用配当等については、同条及び 第34条の3の規定にかかわらず、他の所得 と区分し、その前年中の外国居住者等所得 相互免除法第8条第4項(外国居住者等所 得相互免除法第12条第6項及び第16条第3 項において準用する場合を含む。)に規定 する特例適用配当等の額(以下この項にお いて「特例適用配当等の額」という。)に

対し、特例適用配当等の額(第5項第1号 の規定により読み替えられた第34条の2の 規定の適用がある場合には、その適用後の 金額)に100分の3の税率を乗じて計算した 金額に相当する町民税の所得割を課する。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係 る所得が生じた年の翌年の4月1日の属す る年度分の第36条の2第1項の規定による 申告書(その提出期限までに提出されたも の及びその提出期限後において町民税の納 税通知書が送達される時までに提出された ものに限り、その時までに提出された第36 条の3第1項に規定する確定申告書を含 む。)に前項後段の規定の適用を受けよう とする旨の記載があるとき(これらの申告 書にその記載がないことについてやむを得 ない理由があると町長が認めるときを含 む。)に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合に は、次に定めるところによる。
 - (1) 第34条の2の規定の適用について は、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、附則第20条の4第3項後 段に規定する特例適用配当等の額」とす る。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第 34条の9第1項並びに附則第7条第1 項、第7条の3第1項及び第7条の3の 2第1項の規定の適用については、第34 条の6中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び附則第20条の4第3項後 段の規定による町民税の所得割の額」 と、第34条の7第1項前段、第34条の8、

第34条の9第1項並びに附則第7条第 1項、第7条の3第1項及び第7条の3 の2第1項中「所得割の額」とあるのは 「所得割の額並びに附則第20条の4第 3項後段の規定による町民税の所得割 の額」と、第34条の7第1項後段中「所 得割の額」とあるのは「所得割の額及び 附則第20条の4第3項後段の規定によ る町民税の所得割の額の合計額」とす る。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額者しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用について は、同条第1項中「山林所得金額」とあ るのは「山林所得金額並びに附則第20条 の4第3項後段に規定する特例適用配 当等の額」と、同条第2項中「所得割の 額」とあるのは「所得割の額並びに附則 第20条の4第3項後段の規定による町 民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係

る個人の町民税の課税の特例)

第20条の5 所得割の納税義務者が支払を受 けるべき租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例等に関す る法律(昭和44年法律第46号。以下「租税 条約等実施特例法」という。)第3条の2 の2第10項に規定する条約適用利子等につ いては、第33条及び第34条の3の規定にか かわらず、他の所得と区分し、その前年中 の同項に規定する条約適用利子等の額(以 下この項において「条約適用利子等の額」 という。) に対し、条約適用利子等の額(次 項第1号の規定により読み替えられた第34 条の2の規定の適用がある場合には、その 適用後の金額) に100分の5の税率から**租税** 条約等実施特例法第3条の2の2第1項に 規定する限度税率(第3項において「限度 税率」という。)を控除して得た率に5分 の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同 条第3項の規定の適用を受ける場合には、 100分の3の税率)を乗じて計算した金額に 相当する町民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に 定めるところによる。
 - (1) 第34条の2の規定の適用については、 同条中「総所得金額」とあるのは、「総 所得金額、**附則第20条の5第1項**に規定 する条約適用利子等の額」とする。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項<u>並びに</u> 附則第7条第1項、第7条の3第1項及 び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用 については、第34条の6中「所得割の額」

る個人の町民税の課税の特例)

第20条の4 所得割の納税義務者が支払を受 けるべき租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例等に関す る法律(昭和44年法律第46号。以下「租税 条約等実施特例法」という。)第3条の2 の2第10項に規定する条約適用利子等につ いては、第33条及び第34条の3の規定にか かわらず、他の所得と区分し、その前年中 の同項に規定する条約適用利子等の額(以 下この項において「条約適用利子等の額」 という。) に対し、条約適用利子等の額(次 項第1号の規定により読み替えられた第34 条の2の規定の適用がある場合には、その 適用後の金額)に100分の5の税率から同法 第3条の2の2第1項に規定する限度税率 (第3項において「限度税率」という。) を控除して得た率に5分の3を乗じて得た 率(当該納税義務者が同条第3項の規定の 適用を受ける場合には、100分の3の税率) を乗じて計算した金額に相当する町民税の 所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に 定めるところによる。
 - (1) 第34条の2の規定の適用については、 同条中「総所得金額」とあるのは、「総 所得金額、**附則第20条の4第1項**に規定 する条約適用利子等の額」とする。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則 第7条の3第1項及び附則第7条の3 の2第1項の規定の適用については、第 34条の6中「所得割の額」とあるのは「所

とあるのは「所得割の額及び附則第20 条の5第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条 中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は附則第20条の **5第1項**に規定する条約適用利子等の 額」と、「若しくは山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額若しくは 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人 税法及び地方税法の特例等に関する法 律 (昭和44年法律第46号) 第3条の 2第16項に規定する特定利子に係る利子 所得の金額、同条第18項に規定する特定 収益分配に係る配当所得の金額、同条第 22項に規定する特定懸賞金等に係る一時 所得の金額若しくは同条第24項に規定す る特定給付補填金等に係る雑所得等の 金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、 同条第1項中「山林所得金額」とあるの は「山林所得金額並びに**附則第20条の5 第1項**に規定する条約適用利子等の額」

- 得割の額及び附則第20条の4第1項の 規定による町民税の所得割の額」と、第 34条の7第1項前段、第34条の8、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則 第7条の3第1項及び附則第7条の3 の2第1項中「所得割の額」とあるのは 「所得割の額並びに附則第20条の4第 1項の規定による町民税の所得割の額」 と、第34条の7第1項後段中「所得割の 額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20条の4第1項の規定による町民税の 所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の 4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、 同条第1項中「山林所得金額」とあるの は「山林所得金額並びに**附則第20条の4 第1項**に規定する条約適用利子等の額」 と、同条第2項中「所得割の額」とある

と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに**附則第20条の5** 第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき 租税条約等実施特例法第3条の2の2第12 項に規定する条約適用配当等(次項におい て「条約適用配当等」という。) について は、第33条第3項及び第4項の規定は適用 しない。この場合において、当該条約適用 配当等については、同条及び第34条の3の 規定にかかわらず、他の所得と区分し、そ の前年中の**租税条約等実施特例法**第3条の 2の2第12項に規定する条約適用配当等の 額(以下この項において「条約適用配当等 の額」という。)に対し、条約適用配当等 の額(第5項第1号の規定により読み替え られた第34条の2の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額)に100分の5の税 率から限度税率を控除して得た率に5分の 3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税 条約等実施特例法第3条の2の2第3項の 規定の適用を受ける場合には、100分の3の 税率) を乗じて計算した金額に相当する町 民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記

- のは「所得割の額並びに<u>附則第20条の4</u> 第1項の規定による町民税の所得割の 額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき 租税条約等実施特例法第3条の2の2第12 項に規定する条約適用配当等(次項におい て「条約適用配当等」という。) について は、第33条第3項及び第4項の規定は適用 しない。この場合において、当該条約適用 配当等については、第33条及び第34条の3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、 その前年中の同法第3条の2の2第12項に 規定する条約適用配当等の額(以下この項) において「条約適用配当等の額」という。) に対し、条約適用配当等の額(第5項第1 号の規定により読み替えられた第34条の2 の規定の適用がある場合には、その適用後 の金額) に100分の5の税率を乗じて計算し た金額に相当する町民税の所得割を課す る。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記

載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第34条の2の規定の適用については、 同条中「総所得金額」とあるのは、「総 所得金額、<u>附則第20条の5第3項後段</u>に 規定する条約適用配当等の額」とする。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項並びに附則第7条第1項、 第7条の3第1項及び第7条の3の2 第1項の規定の適用については、第34 条の6中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び附則第20条の5第3項後 段の規定による町民税の所得割の額」 と、第34条の7第1項前段、第34条の8、 第34条の9第1項並びに附則第7条第 1項、第7条の3第1項及び第7条の3 の2第1項中「所得割の額」とあるのは 「所得割の額並びに附則第20条の5第 3項後段の規定による町民税の所得割 の額」と、第34条の7第1項後段中「所 得割の額」とあるのは「所得割の額及び 附則第20条の5第3項後段の規定によ る町民税の所得割の額の合計額」とす る。
 - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の</u> **5第3項後段**に規定する条約適用配当

- 載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、 適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合に は、次に定めるところによる。
 - (1) 第34条の2の規定の適用については、 同条中「総所得金額」とあるのは、「総 所得金額、<u>附則第20条の4第3項</u>に規定 する条約適用配当等の額」とする。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則 第7条の3第1項及び附則第7条の3 **の2第1項**の規定の適用については、第 34条の6中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び附則第20条の4第3項の 規定による町民税の所得割の額」と、第 34条の7第1項前段、第34条の8、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則 第7条の3第1項及び附則第7条の3 の2第1項中「所得割の額」とあるのは 「所得割の額並びに附則第20条の4第 3項の規定による町民税の所得割の額」 と、第34条の7第1項後段中「所得割の 額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20条の4第3項の規定による町民税の 所得割の額の合計額」と、第34条の9第 1項中「第33条第4項」とあるのは「附 則第20条の4第4項」とする。
 - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は**附則第20条の** 4第3項に規定する条約適用配当等の

等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、</u> 法人税法及び地方税法の特例等に関す る法律(昭和44年法律第46号)第3 条の2第20項に規定する申告不要特定 配当等に係る利子所得の金額<u>若しくは</u> 配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の5第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附</u>則第20条の5第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第 1項の規定の適用がある場合(第3項後段 の規定の適用がある場合を除く。)におけ る第34条の9の規定の適用については、同 条第1項中「又は同条第6項」とあるのは 「若しくは附則第20条の5第3項前段に規 定する条約適用配当等(以下「条約適用配 当等」という。) に係る所得が生じた年の 翌年の4月1日の属する年度分の第36条の 2第1項の規定による申告書(その提出期 限後において町民税の納税通知書が送達さ れる時までに提出されたもの及びその時ま でに提出された第36条の3第1項の確定申 告書を含む。)にこの項の規定の適用を受 けようとする旨及び当該条約適用配当等に 係る所得の明細に関する事項の記載がある 場合(これらの申告書にこれらの記載がな

額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは 租税条約等実施特例法第3条の2第20 項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額**又は配当所得**の金額」 とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、 同条第1項中「山林所得金額」とあるの は「山林所得金額並びに**附則第20条の4** 第3項に規定する条約適用配当等の額」 と、同条第2項中「所得割の額」とある のは「所得割の額並びに**附則第20条の4** 第3項の規定による町民税の所得割の 額」とする。
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第 1項の規定の適用がある場合(第3項後段 の規定の適用がある場合を除く。)におけ る第34条の9の規定の適用については、同 条第1項中「又は同条第6項」とあるのは 「若しくは附則第20条の4第3項に規定す る条約適用配当等(以下「条約適用配当等」 という。) に係る所得が生じた年の翌年の 4月1日の属する年度分の第36条の2第1 項の規定による申告書(その提出期限後に おいて町民税の納税通知書が送達される時 までに提出されたもの及びその時までに提 出された第36条の3第1項の確定申告書を 含む。)にこの項の規定の適用を受けよう とする旨及び当該条約適用配当等に係る所 得の明細に関する事項の記載がある場合 (これらの申告書にこれらの記載がないこ

いことについてやむを得ない理由があると 町長が認めるときを含む。)であって、当 該条約適用配当等に係る所得の金額の計算 の基礎となった条約適用配当等の額につい て租税条約等の実施に伴う所得税法、法人 税法及び地方税法の特例等に関する法律

(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等 実施特例法」という。)第3条の2の2第 1項の規定及び法第2章第1節第5款の規 定により配当割額を課されたとき、又は第 33条第6項」と、同条第3項中「法第37条 の4」とあるのは「租税条約等実施特例法 第3条の2の2第9項の規定により読み替 えて適用される法第37条の4」とする。

(保険料に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の6 略

とについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(保険料に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の5 略